

自動車運転代行業者に対する指導・監督の徹底について（通達）

（令和 6 年 3 月 19 日 佐本交企発第 45 号、佐本交指発第 42 号）

【概要】

本通達は、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するとともに、交通安全及び利用者の保護を図るため

- 代行業者に対する立入検査
- 街頭指導・取締りの強化
- 違反行為に対する指示及び注意

等について定めたものである。